

災害時における施設利用の協力に関する協定書

<日本歯科医師会及び関東地区歯科医師会>

千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県において災害等が発生し、被災都県歯科医師会独自では十分に対応できない場合に、日本歯科医師会、千葉県歯科医師会、埼玉県歯科医師会、東京都歯科医師会、神奈川県歯科医師会、茨城県歯科医師会、栃木県歯科医師会、群馬県歯科医師会、山梨県歯科医師会（以下「各都県歯科医師会」という。）が相互連携と協力の下、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県において災害等が発生し、各都県歯科医師会が管理する事務所において業務の遂行と事務所機能の維持が困難と判断した場合、他の各都県歯科医師会または各都県郡市区歯科医師会が管理する施設の一部を事業活動等の拠点として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、以下のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 一 | 施設名 | 歯科医師会館（日本歯科医師会管理部分） |
| | 所在地 | 東京都千代田区九段北4-1-20 |
| 二 | 施設名 | 千葉県歯科医師会館 |
| | 所在地 | 千葉県千葉市美浜区新港32-17 |
| 三 | 施設名 | 埼玉県歯科医師会（埼玉県歯科医師会管理施設） |
| | 所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
彩の国すこやかプラザ内 |
| 四 | 施設名 | 歯科医師会館（東京都歯科医師会管理部分） |
| | 所在地 | 東京都千代田区九段北4-1-20 |
| 五 | 施設名 | 神奈川県歯科医師会館 |
| | 所在地 | 神奈川県横浜市中区住吉町6-68 |
| 六 | 施設名 | 茨城県歯科医師会館 |
| | 所在地 | 茨城県水戸市見和2-292-1 |
| 七 | 施設名 | 栃木県歯科医師会館 |
| | 所在地 | 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5 |
| 八 | 施設名 | 群馬県歯科医師会館 |
| | 所在地 | 群馬県前橋市大友町1-5-17 |
| 九 | 施設名 | 山梨県歯科医師会館 |
| | 所在地 | 山梨県甲府市大手1-4-1 |

十 各都県歯科医師会が施設の使用について協定等を締結している各都県郡市区歯科医師会が管理する施設

- 2 各都県歯科医師会は、各都県郡市区歯科医師会と施設の使用について協定等を締結している場合は、その郡市区歯科医師会及び施設の概要を各都県歯科医師会に連絡する。
- 3 各都県歯科医師会は、前項に掲げる各都県郡市区歯科医師会の施設の使用に関する協定等を締結している場合に限り、当該施設を使用できるものとする。
- 4 各都県歯科医師会は、使用する施設について、予め災害発生想定に応じた使用順位を決め、相互に連絡・調整することとする。
- 5 各都県歯科医師会は、前項に掲げる使用順位を決めた際に、各都県郡市区歯科医師会の施設使用を想定している場合にあっては、当該歯科医師会に順位を連絡し調整することとする。

(連絡体制)

- 第3条 各都県歯科医師会は、円滑な施設使用のため、予め互いに緊急時の連絡先及び参集体制を報告し、随時更新する。
- 2 各都県歯科医師会は、各都県郡市区歯科医師会の施設使用を想定している場合にあっては、当該歯科医師会とも予め互いに緊急時の連絡先及び参集体制を報告し、随時更新するものとする。

(協力体制)

- 第4条 各都県歯科医師会は、施設使用の目的を達成するため、予め互いに協力内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。
- 2 各都県歯科医師会は、各都県郡市区歯科医師会の施設使用を想定している場合にあっては、当該歯科医師会とも予め互いに協力内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。
 - 3 前二項の内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(協力要請の手続き)

- 第5条 各都県歯科医師会は、災害時等に第2条で規定する施設の使用を要請したいときは、第3条に規定する当該都県歯科医師会の緊急時の連絡先に速やかに連絡する。
- 2 協力要請を行う各都県歯科医師会は、郡市区歯科医師会が管理する施設の使用を希望するときは、当該郡市区歯科医師会及び当該都県歯科医師会に連絡する。
 - 3 施設使用の要請を受けた各都県歯科医師会または各都県郡市区歯科医師会は、協力が可能な速やかに回答する。可能な場合、併せて、前条に規定する予め協議した内容に基づき、施設使用者に対し、事業活動等の運用に支障を来たさないよう必要な措置を行う。

(施設提供者の責務)

第6条 施設を提供する各都県歯科医師会及び各都県郡市区歯科医師会は、自己の負担と責任において、その管理する施設及び設備の安全性の確保、必要な物資及び資機材等の確保、その他の災害対策の推進を図らなければならない。

(施設・資機材の使用)

第7条 各都県歯科医師会は、提供される施設を使用するに当たり、第4条に規定する協議に基づき、事業活動等に必要な範囲において、通信機器等の資機材を搬入して使用する又は施設を提供する歯科医師会が管理する資機材を使用することができる。

(費用負担)

第8条 施設使用者の事業活動等に伴う必要経費、損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で施設使用者が負担することを原則として、施設提供者と施設使用者双方の協議により決定するものとする。

(情報共有)

第9条 各都県歯科医師会は、この協定に基づく事業活動等が円滑に行われるよう、適宜必要な情報を相互に共有するものとする。

2 各都県歯科医師会は、施設使用が各都県郡市区歯科医師会に及ぶ場合にあつては、当該歯科医師会と前項に掲げる情報の相互共有を行うものとする。

(訓練等)

第10条 各都県歯科医師会は、この協定に基づく事業活動等が円滑に行われるよう、施設提供者及び施設使用者が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

2 施設を提供する各都県郡市区歯科医師会は、前項に掲げる訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、各都県歯科医師会のいずれかが解除を通知しない限り継続するものとする。

(その他)

第12条 前各条に定めるものの他、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度各都県歯科医師会で協議して定めることとする。

附 則

この協定は、平成29年8月31日から施行する。